

地域計画

策定年月日	2025年(令和7年)3月31日
更新年月日	()
目標年度	2030年度(令和12年度)
市町村名 (市町村コード)	福山市 207
地域名 (地域内農業集落名)	新市地区 (父尾、下組、門木、瀬原、山形、市見、川井、厚山、向金丸、森、花屋、奥見、金名、浅原、砂原、芦浦、志和井、平田、上戸手、中戸手、下戸手、相方、汐首、神谷川、新市南の1、新市南の2、新市北の3、下市、新町、谷、上市、日の出、旭、親睦、日進、真光寺、更生、川原、五日市、上中六才、金下、片側、久戸、迫明見、紺屋、明西、東、融和、自力、柏、川中、協和)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	341.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	252.0 ha
② 田の面積	222.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	114.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	17.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.4 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	153.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	58.1 ha

(備考)
 -区域内の遊休農地は5.8ha。
 -農業者の年齢が不明な農地は116.3ha。
 -後継者不在の農業者の農地面積は、意向調査対象農地のみ。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・新市地区は市内北部に位置し、農用地面積341.6haのうち田が約65.1%、畠(果樹等を含む)が約33.4%を占めている。
・認定農業者が3経営体(個人2戸、法人1組織)存在し、平均年齢は63.7歳、経営面積は1.5haである。
・認定新規就農者が1経営体(個人1戸)存在し、経営面積は0.02haである。
・認定農業者・認定新規就農者以外で、農業を担う者は12経営体(個人10戸、法人2組織)存在し、経営面積は4.4haである。
・「4 地域内の農業を担う者一覧」に位置付ける農業を担う者の経営面積は6.0haであり、農用地全体の約1.8%となっている。うち担い手(認定農業者、認定新規就農者など)の経営面積は3.3haであり、農用地全体の約1.0%となっている。担い手以外の農業を担う者の経営面積は2.7haであり、農用地全体の約0.8%となっている。
・意向調査による農地所有者の今後の意向では、自ら耕作・管理が57.0%、貸付・売却・経営移譲が35.6%、耕作放棄が7.4%となっている。
・意向調査による担い手の経営意向は、現状維持が100%である。
・経営意向、現状の担い手への農地の集積状況から、農地の集積・集約化を進め、持続可能な農地利用を行っていくため、担い手の育成・確保が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・アスパラガスについては、地域内にJAアスパラガス選果場があり、生産組織での共選・共販体制による有利販売が可能な条件を活かし、共同出荷量増大に向け、新規栽培者の確保や改植等を進めることで出荷量を増加させ産地力向上に向けた取組を進めていく。
- ・金丸地区においては、菊苗の生産を推進する。
- ・共同販売体制が確立し安定的な単価が見込めるくわい及びブルーベリーの全域での栽培面積拡大を図る。
- ・全域において、農用地の有効利用に向け、地区内にある産直市や学校給食等への出荷を目的とした多品目の野菜栽培を推進し、うち、経営所得安定対策で地域振興作物に指定しているくわい(再掲)、アスパラガス(再掲)、ほうれんそうを積極的に作付け推進する。水稻は減農薬・減化学肥料栽培による高単価の特別栽培米を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者、農業法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で多様な栽培者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	1.0 %	将来の目標とする集積率	0.9 %
--------	-------	-------------	-------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手及び農地所有者の経営意向を踏まえ、農地中間管理事業の積極的な活用により担い手等への農地の集積・集約化を進め、効率的・安定的な経営が可能となる団地化への促進を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地適性調査や農地所有者への意向調査等に基づき、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進める。調整にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構地域コーディネーターと連携した現行の相談・調整体制を堅持する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

担い手の経営意向を踏まえた上で、安定経営につながる長期に渡る集約化した農地の貸借を農地中間管理機構を活用して行う。なお、何らかの理由で農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議し解決に向け取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組

現状、地区内で基盤整備事業の要望はない。今後、具体的な要望等を把握した場合は、関係機関と連携し必要に応じて事業メニュー等を研究する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

生産組合による新規栽培者の育成や市の農業担い手研修、JA農業塾などにより、認定農業者や認定新規就農者、定年帰農者、半農半Xなど、多様な担い手の育成・確保を進める。

また、参入地域との調和を図り経営力のある法人の農業参入を進め、農地保全とともに稼げる農業の実現と雇用創出や地域活性化につなげる。

研修修了生や認定新規就農者など新規栽培者に対しては、補助金等の活用を含め、県、市、JA等関係機関が連携して相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

水稻では、作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業やJA等のライスセンターへの調製作業の委託を進めることで、夏場の重労働の回避、設備投資費用の低減による、水稻作の継続を図る。

自ら耕作できず、担い手等への集積に向け草刈等の維持管理を行う場合、遊休農地利活用促進事業等による支援を活用し、JA等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域ぐるみで市の鳥獣被害対策事業等を活用し被害防止に取り組む。
- ②JA福山市と協力し、特別栽培米の推進を図る。また、国の環境保全型直接支払交付金等への取組を進める。
- ③生産性向上支援事業などの活用により、スマート農業に取り組む。
- ⑦草刈作業を委託する農業者を支援する委託時の際の補助である市の遊休農地利活用促進事業や国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の活用により適切な農地の保全・管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
1 利用者		アスパラガス、水稻	1.00 ha	ha	アスパラガス、水稻	1.00 ha	ha	D1	
2 利用者		菊苗	0.70 ha	ha	菊苗	0.70 ha	ha	G22	担い手
3 利用者		水稻	0.17 ha	ha	水稻	0.17 ha	ha	D2	担い手
4 認農		水稻、作業受託	1.16 ha	ha	水稻、作業受託	1.16 ha	ha	D3	担い手
5 利用者		水稻	0.52 ha	ha	水稻	0.22 ha	ha	D4	
6 利用者		水稻	0.20 ha	ha	水稻	0.20 ha	ha	D5	
7 利用者		いちご	0.33 ha	ha	いちご	0.33 ha	ha	D6	担い手
8 利用者			0.14 ha	ha		0.07 ha	ha	D7	
9 利用者			0.04 ha	ha		0.04 ha	ha	D8	
10 利用者		水稻	0.50 ha	ha	水稻	0.31 ha	ha	D9	
11 認農		施設野菜、養蜂、花き	0.13 ha	ha	施設野菜、養蜂、花き	0.13 ha	ha	D10	担い手
12 到達		くわい	0.52 ha	ha	くわい	0.52 ha	ha	D11	担い手
13 認農		水稻、作業委託	0.26 ha	ha	水稻、作業委託	0.26 ha	ha	G23	担い手
14 利用者		えんどう、にんにく	0.33 ha	ha	えんどう、にんにく	0.33 ha	ha	D12	
15 認就		しいたけ	0.02 ha	ha	しいたけ	0.02 ha	ha	G30	担い手
16 利用者		ブルーベリー	ha	ha	ブルーベリー	ha	ha		担い手
17			ha	ha		ha	ha		
18			ha	ha		ha	ha		
19			ha	ha		ha	ha		
20			ha	ha		ha	ha		

【属性について】

- ・認 農：認定農業者
- ・認 就：認定新規就農者
- ・到 達：基本構想水準到達者
- ・利用者：農用地を継続的に利用する者